

別府市商店街活性化事業補助金交付要綱

制定 平成 24 年 3 月 30 日
別府市告示第 101 号

改正 平成 24 年 11 月 30 日
別府市告示第 412 号
平成 26 年 3 月 25 日
別府市告示第 94 号
平成 27 年 3 月 31 日
別府市告示第 105 号
令和 2 年 3 月 31 日
別府市告示第 130 号
令和 2 年 11 月 17 日
別府市告示第 473 号
令和 2 年 12 月 21 日
別府市告示第 490 号
令和 3 年 1 月 22 日
別府市告示第 20 号
令和 5 年 5 月 12 日
別府市告示第 116 号
令和 6 年 4 月 1 日
別府市告示第 112 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、商店街を活性化し、地域特性を生かした魅力ある商店街づくりを図るため、商店街の活性化に寄与するイベント等の事業を実施する商店街活性化団体に対し、予算の範囲内において別府市商店街活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、別府市補助金等交付規則（平成 2 年別府市規則第 50 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「商店街活性化団体」とは、商店街振興組合等及び市長が特に商店街の活性化に寄与すると認める団体をいう。

2 この要綱において「商店街振興組合等」とは、次に掲げる団体をいう。

(1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する組合

(2) 法人格を有する商店街等の組織で次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 構成員及び会員の数が原則10以上であること。

イ 構成員及び会員の約7割程度以上が中小企業又は小規模事業者であること。

ウ 構成員及び会員の店舗が集積し、商店街等を形成していること。

(3) 法人化されていない前号に類する組織で次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 構成員及び会員の数が原則5以上であること。

イ 構成員及び会員の約7割程度以上が中小企業又は小規模事業者であること。

ウ 定款、約款、会則、規約等により代表者の定めがあること。

エ 財務諸表等があり、資金及び財産の管理等を適正に実施できること。

オ 設立して1年以上経過し、又は設立1年未満であってもそれと同等の前身組織が存在すること。

エ 構成員及び会員の店舗が集積し、商店街等を形成していること。

(補助事業の種類等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種類及び内容、補助対象者、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別府市商店街活性化事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 見積書の写し等の書類
- (4) 申請者の構成員の名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助条件）

第5条 補助条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、別府市商店街活性化事業変更承認申請書（様式第4号）により市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別府市商店街活性化事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。

(7) 財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

(8) 市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(9) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 前項第1号の市長が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次に掲げるものとする。

(1) 補助金の交付の目的に反しない事業内容の変更

(2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減
(補助金の交付決定)

第6条 市長は、第4条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、別府市商店街活性化事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。
(実績報告)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた者は、補助事業が完了したとき（第5条第1項第2号の規定により中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別府市商店街活性化事業実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、完了後1か月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第8号）

(2) 領収書の写し等の書類

(3) 補助事業の実施時の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、当該実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別府市商店街活性化事業補助金の額の確定通知書（様式第9号）により通知す

るものとする。

- 2 市長は、補助金の額を確定した場合において、次条第1項ただし書の規定により既にその額を超える補助金が概算払いにより交付されているときは、別府市商店街活性化事業補助金返還請求書（様式第10号）により、その超える部分に係る補助金の返還を求めるものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、額を確定した後に交付するものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いにより交付することができる。

- 2 補助金の交付決定の通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、別府市商店街活性化事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。この場合において、前項ただし書の規定により概算払いによる交付を受けようとするときは、理由書を添付しなければならない。

（交付決定の変更又は取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付決定の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の内容を変更し、又は取り消すものとする。この場合において、市長は、別府市商店街活性化事業補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第12号）により通知するものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
- (3) 規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助事業の変更、中止若しくは廃止をしたとき又は事業の遂行の見込みがないとき。

- 2 前項の場合において、交付決定の取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月30日告示第412号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日告示第94号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第105号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第130号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月17日告示第473号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請が行われる別府市商店街活性化事業補助金について適用し、同日前に交付申請が行われた別府市商店街活性化事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月21日告示第490号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年1月22日告示第20号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年5月12日告示第116号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第112号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（令和6年度に実施する商店街イベント促進事業に対する特例）

2 令和6年度に実施する商店街イベント促進事業に対する改正後の別表第1商店街イベント促進事業の項の規定の適用に当たっては、同年度の前年度以前からの継続事業は、同項内容の欄ただし書の新規の事業とする。

別表第1（第3条関係）

補助事業の種類	内容	補助対象者	補助対象経費	補助金の額
商店街イベント促進事業	商店街イベント事業で、継続性があり、かつ、集客効果が著しく高いと認められるもの又は商店街活性化を目的として試験的に行われるもの。ただし、新規の事業であるものに限り、国、別府市又は別府市以外の地方公共団体から補助金以外の金銭による補助、助成等を受ける事業を除く。	商店街活性化団体（商店街振興組合等以外にあっては、商店街振興組合等との共催の場合に限る。）	事業の実施に要する経費で別表第2に定めるもの。ただし、補助対象者の運営経費は、対象外とする。	補助対象経費の額の2分の1以内とし、100万円を上限とする。ただし、継続事業にあっては、補助金の交付は連続する3年間までとし、補助金の額は補助対象経費の額の2分の1以内とし、1年目は100万円を、2年目及び3年目は50万円を上限とする。
商店街振興事業	(1) 商店街振興組合等の構成員及びその従業員を対象とした人材養成研修等の事業。ただし、継続事業は、対象外とする。 (2) 市長が特に商店街の振興に資すると認める事業。ただし、継続事業は、新規の取組があると認められる場合を除き、対象	商店街振興組合等	事業の実施に要する経費で別表第2に定めるもの。ただし、補助対象者の運営経費は、対象外とする。	補助対象経費の額（内容欄の(1)の事業にあっては、補助対象経費から研修等の参加料収入を減じて得た額）の2分の1以内とし、100万円を上限とする。

	外とする。			
商店街街 路灯維持 管理事業	街路灯の維持 管理事業	商店街 振興組 合等	商店街振興組合等が 維持管理している街 路のための照明施設 (個別店舗の照明施 設及び広告を兼ねる と認められる照明施 設を除く。)に係る当 該商店街振興組合等 が1年度内に負担す る電気料金の合算額	補助対象経費から、 国及び他の地方公 共団体から受けた 補助金収入の額を 減じて得た額の4 分の1以内とする。

別表第2 (第3条関係)

補助対象経 費の費目	補助対象経費の内容及び要件
施設整備費	事業の実施に当たり、新たな施設、設備等の建設又は取得及びア ーケード、街路灯、案内板、駐車場、駐輪場等の整備又は改修に 要する経費 (注1)施設の敷地となる土地の取得、使用、造成及び補償に要す る経費は、対象外とする。 (注2)事業の目的を逸脱する華美若しくは過大な施設、設備等の 建設又は取得に係る経費は、対象外とする。 (注3)工事全体の中で、既設物の除去が当該施設の機能向上を伴 う増改築に当たり不可欠と判断される場合(撤去し、新設する 場合を含む。)には、既設物の除去に要する経費を補助対象経 費とする。 (注4)整備又は改修は、商店街振興組合等が管理する施設、設備 等に限る。
店舗改装費 (内装・設 備・施工工 事費)	事業の実施に必要な空き店舗等の内装及び設備の施工工事に要 する経費並びに当該年度において事業が終了したことによる撤 去等の原状復旧のために要する経費 (注)華美な装飾及び建物そのものの改造又は床面積若しくは構 造の変更を伴う工事、当該空き店舗等の資産価値を高める工事 等に要する経費は、対象外とする。
報償費	ワークショップ、講習会等の講師及び外部人材に対する謝金、調 査・研究事業及びイベント出演者等集客事業に要する謝金等
旅費	ワークショップ、講習会等の講師及び外部人材に対する旅費並び に調査・研究事業及びイベント出演者等集客事業に要する旅費
食糧費	ワークショップ、講習会等の講師及び外部人材に対する飲食代 (弁当代、お茶代等)並びに調査・研究事業及びイベント出演者 等集客事業に要する飲食代 (注)補助対象者の構成員、関係者等の飲食代は、対象外とする。
需用費	事務用品、資料代、図書購入費、光熱水費、材料費、コピー代、 チラシ・パンフレット・ポスター等の印刷製本費、看板・横断幕 等の製作経費、景品・販売促進費等 (注1)単体で取得価格が5万円未満のものに限る。 (注2)景品・販売促進費は、補助対象経費の合計額の30%を上

	限とする。
役務費	通信運搬費、保管料、広告料、手数料、筆耕翻訳料、各種保険料等
委託料	設計委託、調査委託、行事運営委託等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器・物品等の借上料、有料道路通行料、駐車場料等 （注1）維持管理費用は、対象外とする。 （注2）事業の実施に必要な最小限の経費とする。
備品購入費	事業の実施に必要な不可欠と認められ、かつ、取得価格が10万円以内のもの
雑役務費	事業の実施に必要な補助的業務を行う臨時のアルバイト代等として支払われる経費 （注）従前から雇用している職員又はアルバイトについての費用振替は、対象外とする。
その他	その他市長が必要と認める経費 （注）理由書（様式任意）の提出を必要とする。

年 月 日

別府市長 あて

住 所
申請者 名 称
代表者名 印

別府市商店街活性化事業補助金交付申請書

年度において別府市商店街活性化事業を実施したいので、別府市商店街活性化事業補助金の交付について、別府市商店街活性化事業補助金交付要綱第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の種類

2 補助事業の目的

3 補助金交付申請額 金 円

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書の写し等の書類
- (4) 申請者の構成員の名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1 商店街の概要

(1) 商店街の名称

(2) 代表者氏名

(3) 商店数

2 補助事業の概要

(1) 補助事業の種類

(2) 補助事業の実施期間

年 月 日から

年 月 日まで

(3) 補助事業の実施場所

(4) 補助事業の内容

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
合 計		

年 月 日

別府市長 あて

住 所
申請者 名 称
代表者名 印

別府市商店街活性化事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定通知があった別府市商店街活性化事業を下記のとおり変更したいので、別府市商店街活性化事業補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の種類

- 2 補助金変更交付申請額
円
既交付決定額 円
変更による増減額 円

- 2 変更内容

- 3 変更の理由

※ 補助対象経費の額を変更する場合は、変更後の収支予算書を添付すること。

年 月 日

別府市長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者名 印

別府市商店街活性化事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定通知があつた別府市商店街活性化事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、別府市商店街活性化事業補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止の年月日 年 月 日

様

別府市長 印

別府市商店街活性化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった別府市商店街活性化事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、別府市商店街活性化事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助事業の種類

2 補助対象経費

円

3 補助金の交付決定額

円

4 補助条件

- (1) 補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、別府市商店街活性化事業変更承認申請書により市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別府市商店街活性化事業中止（廃止）承認申請書により市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (7) 財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (8) 市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (9) その他別府市補助金等交付規則及び別府市商店街活性化事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

年 月 日

別府市長 あて

住 所
申請者 名 称
代表者名 印

別府市商店街活性化事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定通知があつた別府市商店街活性化事業を実施したので、別府市商店街活性化事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の種類及び内容

2 補助事業の効果

3 補助事業の実施期間

年 月 日から
年 月 日まで

4 補助事業の実施場所

5 補助対象経費決算額

円

6 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し等の書類
- (3) 補助事業の実施時の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

項 目	決 算 額	備 考
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

項 目	決 算 額	備 考
合 計		

様式第9号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

別府市長 印

別府市商店街活性化事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで補助事業の実績報告のあった別府市商店街活性化事業補助金の額は、金 円に確定したので、別府市商店街活性化事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

第 号
年 月 日

様

別府市長 印

別府市商店街活性化事業補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知をした別府市商店街活性化事業補助金について、別府市商店街活性化事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により下記のとおり返還を求めます。

記

- | | | |
|-----------|---|-------|
| 1 返還を求める額 | 金 | 円 |
| 2 交付確定額 | 金 | 円 |
| 3 概算払受領済額 | 金 | 円 |
| 4 返還期限 | | 年 月 日 |

年 月 日

別府市長 へ

住 所
申請者 名 称
代表者名 印

別府市商店街活性化事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった別府市商店街活性化事業補助金について、別府市商店街活性化事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- | | | |
|--------------|---|---|
| 1 補助事業の種類 | | |
| 2 交付決定額又は確定額 | 金 | 円 |
| 3 概算払受領済額 | 金 | 円 |
| 4 今回請求額 | 金 | 円 |
| 5 残 額 | 金 | 円 |

第 号
年 月 日

様

別府市長

印

別府市商店街活性化事業補助金交付決定変更（取消）通知書

年 月 日付け 第 号により通知した別府市商店街活性化事業補助金の交付決定について、下記のとおり変更（取消し）を行うことを決定したので、別府市商店街活性化事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業の種類

2 変更前

補助金交付決定額

円

3 変更後

補助金交付決定額

円

4 変更（取消し）の理由